

計画の修正方針 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る対応への反省を踏まえ、国際基準及び事故の教訓を反映

- 国の動向（H24.3 防災指針に係る中間とりまとめ／H24.6 原子力規制委員会設置法公布／H24.9 防災基本計画の修正／H24.9 原子力規制委員会設立及び設置法施行／H24.10 原子力災害対策指針の決定／引き続き原子力災害対策について検討）
- 宮城県の動向（H24.4 防災会議幹事会／H24.8及び10 原子力防災対策連絡会議／H24.11及びH25.1 防災会議原子力防災部会／H25.1防災会議幹事会議）

1. 原子力災害対策重点区域の導入

(第1章) ○国際基準を踏まえた原子力災害対策重点区域の導入(右図)

(従来)防災対策重点地域(EPZ)  
 ・原発から8～10kmを中心に防災対策を準備

(今後)原子力災害対策重点区域  
 ①予防的防護措置を準備する区域(PAZ)  
 ・原発から5kmが目安  
 ・放射性物質放出前の迅速な防護措置を準備  
 ②緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)  
 ・原発から30kmが目安  
 ・放射線による確率的影響を低減させるための防護措置を準備

→宮城県では、5km及び30kmを基本に、各市町内の行政区画を1つの単位とし、市町の実情を踏まえて隣接の行政区も対象



	区域(範囲)	対象市町	概算人口
従来	EPZ (10km)	女川町	約 10,000
		石巻市	約 8,000
修正案	PAZ (5km)	女川町	約 1,100
		石巻市	約 900
		合計	約 2,000
	UPZ (30km)	女川町	約 7,200
		石巻市	約152,000
登米市	約 10,600		
東松島市	約 37,000		
涌谷町	約 400		
美里町	約 100		
南三陸町	約 2,300		
合計	約210,000		

2. 主な修正事項

(第1章) ○計画の基礎とすべき災害の想定  
 ・過酷事故による影響を想定することを明確化  
 ・国際基準を踏まえ、迅速に防護措置を講ずるための判断基準を導入  
 [EAL:緊急時活動レベル]

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準で、原子力施設の状態等で設定

[OIL:運用上の介入レベル]

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定

(第2章) ○モニタリング体制  
 ・原子力規制委員会を司令塔とした緊急時モニタリング体制の充実強化  
 ○避難計画の作成支援  
 ・PAZの避難を優先するなど、国際基準に基づく考え方を追加

(第3章) ○緊急事態に係る体制  
 ・EALに基づく通報連絡体制及び緊急事態体制の構築  
 ・緊急時モニタリングの実測値による防護措置の実施(OIL)  
 ・安定ヨウ素剤の予防服用

(第4章) ○緊急事態解除宣言後の対応  
 ・現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームとの連携